

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会等の今後の進め方（案）

1. 概要

関係府省庁連絡会議幹事会（課長級会合）

- 趣旨：幹事会は、連絡会議の下に、その方針を受けて、関係府省庁において相互に緊密な連携を取りつつ、総合的な児童虐待防止対策に適切に対応するため、情報の共有、具体的な連携・協力方法の検討、確認等を行う。
- 開催頻度：月1回程度（連絡会議又は幹事会）
- 構成：議長：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）
構成員：【内閣府】政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総括担当）（子ども・子育て本部参事官（総括担当）併任）
【警察庁】生活安全局少年課長
【総務省】自治財政局調整課長
【法務省】民事局参事官、刑事局参事官、人権擁護局参事官
【文部科学省】生涯学習政策局男女共同参画学習課長、初等中等教育局児童生徒課長
【厚生労働省】雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、同母子保健課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同精神・障害保健課長、参事官（社会保障担当参事官室長併任）
- その他：幹事会は非公開（会議の要旨も作成せず）とするが、配付資料は、特に非公表とされたものを除き公表する。

2. 進め方（案）

- 連絡会議又は幹事会は、月1回程度を目途に開催することが求められており、毎回単なる顔合わせで終わることなく、効果的かつ有機的に、情報の共有、具体的な連携・協力方法の検討、確認等を行う必要があるため、以下のテーマを踏まえて、各回の議題を設定することとする。

【主なテーマ】

- ① 関係府省庁の取組の情報の共有及び連携・協力方法の検討
 - ② 改正児童福祉法等の施行準備・取組状況の定期的報告
 - ③ 児童虐待防止対策に関する定例案件（予算、推進月間、公表資料他）の随時報告
 - ④ 個別事例（死亡事例又は重症事例）への対応の検討《重大事案が発生した場合》
- 時間は、議題にもよるが、各回1時間程度を想定

今後のスケジュール（案）

平成28年度										
	5月 10日	7月29日(予定) 【第1回】	8月	9月上中旬 【第2回】	10月下旬	11 月	12 月	1月中旬 【第3回】	2月	3月中旬 【第4回】
主 な 議 題	<p>■ 第1回関係府省庁連絡会議（局長級会合）</p>	<p>○ 児童福祉法等改正法施行に向けての今後のスケジュール・準備状況の報告《厚生労働省》</p> <p>○ 「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果報告《厚生労働省》</p> <p>○ 関係府省庁の取組に係る実施・検討状況の報告《関係府省庁》</p>		<p>○ 関係府省庁の平成29年度予算概算要求に係る状況報告《関係府省庁》</p> <p>○ 児童福祉法等改正法施行準備・取組状況の報告《厚生労働省》</p>	<p>■ 第2回関係府省庁連絡会議（局長級会合）</p> <p>○ 関係府省庁の児童虐待防止推進月間に係る取組報告《関係府省庁》</p> <p>○ 児童福祉法等改正法施行準備・取組状況の報告《厚生労働省》</p>			<p>○ 関係府省庁の平成29年度予算案に係る状況報告《関係府省庁》</p> <p>○ 児童福祉法等改正法施行準備・取組状況の報告《厚生労働省》</p>		<p>○ 関係府省庁の取組に係る実施・検討状況の報告《関係府省庁》</p> <p>○ 児童福祉法等改正法施行準備・取組状況の報告《厚生労働省》</p>
備 考			<p>○ 平成29年度予算概算要求</p>		<p>○ 児童虐待防止対策協議会（第19回）と同日開催予定</p>	<p>○ 児童虐待防止推進月間</p>	<p>○ 平成29年度予算案決定？</p>			<p>○ 平成29年度予算成立？</p>

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 28 年 5 月 10 日
関係府省庁申合せ
平成 28 年 6 月 21 日
一部改正

1 「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成 28 年 3 月 29 日閣議決定）を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進するため、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長	厚生労働大臣
議長代理	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
構成員	内閣官房内閣審議官（厚生労働省雇用均等・児童家庭局併任）
	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任）
	警察庁生活安全局長
	総務省自治財政局長
	法務省民事局長
	法務省刑事局長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省生涯学習政策局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省社会・援護局長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

3 連絡会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考)

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会構成員

議長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）
構成員	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総括担当）（内閣府子ども・子育て本部参事官（総括担当）併任） 警察庁生活安全局少年課長 総務省自治財政局調整課長 法務省民事局参事官 法務省刑事局参事官 法務省人権擁護局参事官 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 厚生労働省参事官（社会保障担当参事官室長併任）